

マイナンバーカードはお持ちですか？



こちらの白い封筒が届きます

■まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ

マイナンバーカードをまだお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からQRコード付きのマイナンバーカード交付申請書が令和2年12月末から順次送付されています。

今回送付された交付申請書を使って、郵送やスマートフォンなどにより、ご自宅からマイナンバーカードを申請することができますので、この機会にぜひ申請をお願いします。

▼送付対象者

マイナンバーカードを申請されていない方
※ただし、次の方は対象外となります。

- ・令和2年10月31日時点で75歳以上の方（後期高齢者広域連合において、別途送付される予定です）
- ・令和2年中に出生や国外からの転入等により、申請書が添付された個人番号通知書または通知カードの送付を受けた方
- ・在留期間に定めのある外国人住民の方（地方出入国在留管理局において、別途周知が行われます）
- ・医療機関等への入院や入所等のやむを得ない理由により、住民登録地以外にお住まいの方

▼申請方法

- ・郵送
ご自身で顔写真をご準備の上、交付申請書に顔写真を貼り付け、必要事項を記入し、同封の封筒で郵送してください。
- ・オンライン申請
顔写真データをご準備の上、同封の交付申請書にあるオンライン申請用QRコードを読み取って申請してください。
- ・町住民生活課窓口での申請
町住民生活課では、顔写真の無料撮影などの申請サポートを行っています。交付申請書と公的な身分証（運転免許証、健康保険証等）をお持ちの上、窓口へお越しください。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 101）

■困窮大学生等を町が支援

町では、「熊本県生活困窮大学生等のための給付金」交付事業により給付金（5万円）を受けた学生を対象として、町独自に3万円を上乗せして給付金を支給しています。

申請期限は3月31日（水）です。給付を希望する方は、期限内に申請書類の提出をお願いします。

▼給付の条件

- 次の条件のいずれかを満たす学生を対象に支援を行います。
- ・学生本人が町内在住であること
- ・学生本人が県外または町外在住で、父母などの扶養義務者が町内在住であること

▼申請期限 3月31日（水）

困窮大学生等への給付金申請はお済みですか？



詳しくは町企画課へお尋ねください

▼申請方法

次の必要書類に必要事項を記入・押印の上、町企画課まで提出してください。郵送による提出を希望する場合は、事前にお尋ねください。

- ・交付申請書
- ・交付請求書
- ・「熊本県生活困窮大学生等のための給付金」交付決定・確定通知書の写し
- ・大学等に在籍することを確認できる書類（在学証明書または学生証の写し）
- ・健康保険証の写しなど保護者からの被扶養が確認できる書類
- ・振込先口座情報がわかる書類（預金通帳の写し等）

■「熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付事業」

県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている県内および県外に進学した大学生等に5万円を給付し、修学の継続を支援しています。

詳細は、県ホームページ「熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付事業」をご確認ください。
※給付金の申請受付は、令和2年11月30日で終了しています。

町企画課 ☎ 096-234-1115（内線 251）

国民年金

産前産後期間は国民年金保険料が免除に



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。

▼国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間と認められた場合は、年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。

なお、多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

※平成31年4月分から以降の国民年金保険料が免除対象となります。

▼対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方

▼申請方法

届書は、年金事務所または町住民生活課窓口で配布していますので、希望される人は必要事項を記入して提出してください。出産予定日の6カ月前から提出可能です。

▼申請に必要な書類

- ・ 出産前に申請する場合
母子健康手帳など出産予定日および胎児数が確認できるもの
- ・ 出産後に申請する場合
町で出産日などが確認できる方は被保険者と子が別世帯である場合を除き不要です。

・ 死産などにより申請する場合
死胎埋火葬許可証や医師などが作成した死産証明書など分娩日および胎児数が確認できるもの

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
096-367-2503

国民健康保険

■国民健康保険被保険者資格に異動があったときは届け出を

世帯主は、自分の世帯の被保険者に国民健康保険の資格異動（転入、転出、社会保険への加入または脱退など）があった場合、14日以内に必ず町へ届け出をしなければなりません。届け出が遅れると、保険給付が制限されることもありますので注意しましょう。

職場の医療保険に加入している人以外は、国民健康保険に入る必要があります。3～4月は、就職や退職などで異動が多い時期です。忘れずに届け出をしましょう。

※国民健康保険税は、届け出をした日の月からではなく、国民健康保険に加入した日（転入日や社会保険の資格喪失日など）の

国民健康保険の資格異動は届け出が必要です



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

月にさかのぼって納める必要があります。

■国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日まで

国民健康保険制度の都道府県化に伴い、平成30年度から国民健康保険被保険者証の有効期限が7月31日になりました。現在、国保被保険者の皆さんが持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日（土）です（短期証を除きます）。

令和3年度の新しい被保険者証は、有効期限が切れる前に世帯主あてに簡易書留郵便で送付します。

■あんま・はり・きゅう治療券の発行について

町では、国民健康保険加入世帯を対象に、町と協定を締結した施術業者ではり治療などを受けると、1回の治療に対して1000円の補助が受けられる治療券を発行しています。

令和2年度の「あんま・はり・きゅう治療券」の使用期限は、3月31日（水）です。令和3年度の治療券は4月1日（木）から発行します。治療券が必要な人は、町住民生活課窓口で申請してください。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 104） 熊本東年金事務所 ☎ 096-367-8144

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 106）